平成２２年第３回柳津町議会定例会会議録

第９日　平成２２年９月２２日（水曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

１番　横田善郎	５番　鈴木吉信	８番　伊藤　毅
２番　菊地　正	６番　小林　功	９番　磯部静雄
３番　羽賀　弘	７番　荒明正一	１０番　田﨑為浩

２．欠席議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長	井関庄一	保育所長	岩佐節子
副町長	田﨑幸一	教育長	新井田明義
総務課長	新井田健一	教育課長	伊藤光正
出納室長	齋藤勇雄	公民館長	長谷川富雄
町民課長	矢部良一	代表監査委員	長谷川和男
地域振興課長	佐藤静穂		

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	新井田　敏	主査	鈴木貴雄

５．会議事件は次のとおりである。

日程第１　報告第１号　決算特別委員会付託案件審査結果報告

日程第２　報告第２号　産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

日程第３　議案第５０号　柳津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について

日程第４　議案第５１号　柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

日程第５　議案第５２号　柳津町文化財保護条例の一部を改正する条例について

日程第６　議案第５４号　平成２２年度柳津町一般会計補正予算

日程第７　議案第５５号　平成２２年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算

日程第 ８　　議案第５６号　平成２２年度柳津町老人保健特別会計補正予算

日程第 ９　　議案第５７号　平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

日程第１０　議案第５８号　平成２２年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第１１　議案第５９号　平成２２年度柳津町介護保険特別会計補正予算

日程第１２　議案第６０号　平成２２年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第１３　議案第６１号　平成２２年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

日程第１４　議案第６２号　平成２２年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

日程第１５　議案第６３号　平成２２年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

日程第１６　議案第６４号　平成２２年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算

日程第１７　議案第６５号　平成２２年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算

日程第１８　議案第６６号　教育委員会委員の任命について

日程第１９　議案第６７号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第２０　議案第６８号　柳津町過疎地域自立促進計画の策定について

日程第２１　報告第 ４ 号　財団法人やないづ振興公社経営状況報告について

日程第２２　報告第 ５ 号　地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

追加日程第１　議案第６９号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第２　議案第７０号　工事請負契約の変更について

◎開議の宣告

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇　　◇　　◇

◎議案の審議

○議長

日程第１、報告第１号「決算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

審査結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、荒明正一君。

○決算特別委員会委員長（登壇）

決算特別委員会付託案件審査結果について報告いたします。

平成22年第３回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された

１．議案第５３号　平成２１年度柳津町歳入歳出決算認定について

１．平成２１年度柳津町一般会計歳入歳出決算

２．平成２１年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

３．平成２１年度柳津町老人保健特別会計歳入歳出決算

４．平成２１年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

５．平成２１年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

６．平成２１年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算

７．平成２１年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

８．平成２１年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算

９．平成２１年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

１０．平成２１年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算

１１．平成２１年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算

１２．平成２１年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

について、９月15日、16日の２日間、執行部より町長、各主管課長・班長の出席を求め、慎

重に審査した結果、

１．議案第５３号　平成２１年度柳津町歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

平成２２年９月２２日

柳津町議会決算特別委員会

委員長　　荒　明　正　一

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

以上であります。

○議長

お諮りいたします。

ただいま決算特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第５３号「平成２１年度柳津町歳入歳出決算認定について」を決算特別委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２、報告第２号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長、荒明正一君。

○産業厚生常任委員長（登壇）

報告第２号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」

平成22年第３回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第５号については、平成22年９月16日地域振興課長の出席を求め、委員会を開催し審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

１．陳情第５号　「西山地域の開発に関する陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって町長へ送付し、その処理の経過及び結果の報

告を請求すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成２２年９月２２日

柳津町議会産業厚生常任委員会

委員長　荒　明　正　一

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

内容的には以上でありますけれども、付託意見として全委員の一致を見ましたことは、陳情書の文面の内容が余りにも細か過ぎると。町長の段階で要望書というような形で各部落の区長さんがやるような案件までの文面を議会にまで上げてくるのはいかがなものかという意見もありましたことを申し添えて、報告といたします。

○議長

お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、産業厚生常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第３、議案第５０号「柳津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第５０号「柳津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、今期法令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

それでは、議案第５０号「柳津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について」補足して説明申し上げます。

２ページをお開きください。

柳津町立小学校及び中学校条例の一部を次のように改正する。

第１条中第29条及び第40条を第38条及び第49条に改めるとありますが、第29条を第38条、それから第40条を第49条に改めるところでありますが、本案は、学校教育法によって市町村に小学校及び中学校の設置義務を規定している法律でございますが、その規定する条項が改正となったために本条例改正を行うものであります。

なお、第29条については小学校、それから第40条については中学校の設置義務を規定したところであります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第５０号「柳津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第４、議案第５１号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例に

ついて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第５１号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、今期法令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては教育課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

それでは、議案第５１号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」補足して説明申し上げます。

４ページをお開きください。

本案も、先ほどと同じように学校教育法の改正により根拠とする条例の改正を行うものであります。

なお、学校教育法では、学校施設の社会教育への利用ということで規定をしておりますが、その条項が第85条から第137条に改正となったものでありまして、それに基づく条例改正でございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第５１号「柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第５、議案第５２号「柳津町文化財保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第５２号「柳津町文化財保護条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、今期法令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては教育課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

それでは、議案第５２号「柳津町文化財保護条例の一部を改正する条例について」補足して説明申し上げます。

６ページ、お開きください。

本案については、文化財保護法において地方公共団体の事務として地方公共団体は重要な財産は指定して保護することができるという条項でございますが、この条項が第98条第２項から第182条第２項に改正となったものであります。よって、その根拠とする条例の改正を行うものであります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第５２号「柳津町文化財保護条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

お諮りいたします。

日程第６、議案第５４号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」

日程第７、議案第５５号「平成２２年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」

日程第８、議案第５６号「平成２２年度柳津町老人保健特別会計補正予算」

日程第９、議案第５７号「平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第１０、議案第５８号「平成２２年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第１１、議案第５９号「平成２２年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第１２、議案第６０号「平成２２年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第１３、議案第６１号「平成２２年度柳津町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第１４、議案第６２号「平成２２年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第１５、議案第６３号「平成２２年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第１６、議案第６４号「平成２２年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第１７、議案第６５号「平成２２年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第５４号、議案第５５号、議案第５６号、議案第５７号、議案第５８号、議案第５９号、議案第６０号、議案第６１号、議案第６２号、議案第６３号、議案第６４号、議案第６５号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第５４号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第５５号「平成２２年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第５６号「平成２２年度柳津町老人保健特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第５７号「平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正及び施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第５８号「平成２２年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第５９号「平成２２年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第６０号「平成２２年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第６１号「平成２２年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第６２号「平成２２年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第６３号「平成２２年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第６４号「平成２２年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第６５号「平成２２年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、平成22年度の補正予算関係についてご説明します。

横開きの予算書でお願いします。まず、１ページをお開きください。

平成22年度柳津町一般会計補正予算、一般会計については、歳入歳出それぞれ１億5,387万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,522万1,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によります。

地方債の変更は、「第２表　地方債補正」によるものです。

次のページをお開きください。

第２表の地方債補正でありますが、学校施設耐震の大規模改造事業でありますが、この限度額を１億6,110万円に変更するものであります。次に、臨時財政対策債ですが、これを１億9,369万4,000円に変更するものです。これは交付決定により増額するもので、歳入で今回

補正予算として見込んでおります。あと公共土木施設災害復旧事業費ですが、これを90万円補正するものです。あと農地農林施設災害復旧事業費330万円を補正するものです。合計で５億4,039万4,000円の補正であります。

では、９ページをお願いします。

歳入の内容でありますが、まず初めに町税でありますが、個人の町民税で368万3,000円の減、これは、個人の均等割等と所得割で、給与所得のリストラ等により所得が減ったものでございます。あと、法人税の12万9,000円は、前年度の滞納繰り越し分の補正であります。

次に、地方特例交付金でありますが、これは131万円の増で、これは児童手当、減収補てん特例交付金の決定によるものでございます。

次に、地方交付税１億759万円、これは地方交付税の本算定により決定されたものでございます。

次に、分担金及び負担金の災害復旧費分担金で46万円の補正ですが、これは受益者の分担金分でございます。

次に、民生費の負担金157万3,000円の減ですが、これは保育所の入所負担金等の減でございます。次に、農林水産業費の負担金でございますが１万4,000円の増、これは臨時雇用の雇用保険の個人負担分でございます。

次に、使用料及び手数料で総務手数料5,000円の分ですが、これは住基カードの手数料の見込みであります。

次のページにいきまして、国庫支出金、民生費国庫負担金ですが197万8,000円、これは、いずれも21年度分の交付の確定によるものの増でございます。次に、災害復旧費国庫負担金200万1,000円、これは河川と道路災害復旧事業の国庫負担分でございます。

次に、教育費国庫補助金3,321万5,000円の減ですが、これは学校の耐震関係の減でございます。

次に、県支出金、民生費県負担金ですが83万3,000円の増、これも交付の確定によるものです。

次に、総務費の県補助金ですが215万3,000円、これは電源立地地域交付額が７月に確定になった分の減でございます。

次に、民生費の県補助金ですが29万1,000円の減、これは放課後子どもの事業費で、これも今回決定によって減になる分です。

農林水産業費の県補助金ですが281万円と、これは緊急雇用創出事業の補助でございます。

商工費の県補助金ですが825万円、これは、国の補助分が団体のほうに直接補助になりましたので、今回県費分だけということになりましたので減になりました。

教育費の県費補助金で100万4,000円のほうですが、これは放課後子どもプランを今回申請したことによる増でございます。

災害復旧費県補助金は754万円、これは農地分と林業施設分の補助金です。

次に、総務費の県委託金でございますが42万8,000円の増、これは、うつくしま権限移譲交付金の委託分、あと県民税の徴収金の委託分が１人当たり3,000円から3,300円に上がってこれは増になっております。あと、林業センサス等の委託金で、これは交付確定によって減になったものでございます。

次のページにいきまして、財産収入、利子及び配当金ですが15万3,000円の増、これは定期の満期利息でございます。

次の物品売払収入41万6,000円、これは路線バスと４トンダンプの売り払い分の収入でございます。

繰入金、これは特別会計の繰入金で、これは老人特会からの繰り入れが4,000円減になったものです。

次に、繰越金461万7,000円、これは、前年度からの繰り越しによって、この分減額になりました。

諸収入の雑入で10万6,000円の減、これは生産物の売り払い、雑入等を見ておりました。雑入で14万1,000円の減なんですが、これは学校のシアター音楽公演というのがあったんですが、その分で経費の減額によりましてその分雑入も少なくなったということでございます。

次に、町債ですが、教育債6,120万円、これは、先ほどもありましたように大規模の施設の補修関係の分で、補助が減りましたので起債のほうが多くなったということであります。

臨時財政対策債1,569万4,000円、先ほど申してましたように、７月の交付確定になりましたので、それによる増でございます。

災害復旧費420万円、これも現年度債の災害復旧費でございます。

次のページにいきまして、歳出の内容ですが、主な内容についてご説明いたします。

議会費につきましては、補正額59万円の減、これは人事異動による分です。

総務費の一般会計555万7,000円、これは人事異動による増分でございます。

次にいきまして、次のページの企画費140万円の増、これは町民バス、ことしから走っておりますが、冬期間の待合室がないので、ふれあい館の前に町民バスの待合施設をつくるた

めの工事費等でございます。

次に、徴税総務費の351万5,000円の増、これは人事異動によるものでございます。

次のページにいきまして、飛びまして、民生費の社会福祉総務費98万8,000円、これも人事異動による分でございます。

次、老人福祉費の867万7,000円の増、これは後期高齢者医療費の負担金等でございます。

次の19ページにいきまして、西山保育所運営費339万7,000円の増、これは西山保育所の側溝整備等の工事費に係る分でございます。

次にいきまして、農林水産業費、農業費の農業振興費271万6,000円の増、これは緊急雇用の賃金等でございます。

次に21ページにいきまして、農林水産業費の林道費でございますが、125万円の増、これは人事異動によるものです。

その次にいきまして、商工費の観光費253万3,000円の増、これは新荒湯源泉の委託料等でございます。

次のページの土木費の道路橋梁費、道路新設改良費でございますが、436万2,000円の増、これは人事異動によるものでございます。

次の23ページにいきまして、教育費の教育総務費、事務局費979万4,000円、これも人事異動によるものです。

次のページにいきまして、24ページの教育費の中学校費、柳津中学校管理費802万5,000円の増、これは耐震工事等による分でございます。

次に25ページにいきまして、教育費の社会教育費の社会教育総務費476万5,000円の減、これは人事異動によるものです。

次のページにいきまして、教育費の保健体育費、学校給食費505万2,000円の減、これは職員の減によるものです。

次の裏のページにいきまして、27ページ、教育費の保健体育費の運動公園管理費157万9,000円の減、これは人事異動によるものです。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年林業施設災害復旧費ですが、これは今回の工事の分で926万円の増です。

同じくその下の公共土木施設災害復旧費の現年公共土木災害復旧費、これも工事等の経費で390万の増でございます。

裏のページにいきまして、29ページ、災害復旧費の町単独災害復旧費、林業施設災害復旧

費で150万円の増、これは単独分の増でございます。

公債費の元金で2,910万円の補正なんですが、これは一般補助等の繰上償還を今回2,910万円ほど繰り上げする予定でございます。

予備費につきましては、補正額が7,974万2,000円ということで、これは7,900万円ほどあるんですが、この分については交付税等の増、そういったものもありまして、今回については予備費に充てておりますけれども、12月に決算状況見込み等を見まして、基金の取り崩しを少なくするかまたはこれを基金に積むかというようなことで、12月の決算見込み時期に予備費については考えていきたいというふうに思っています。

では、次に35ページをお開きください。

平成22年度柳津町土地取得事業特別会計の補正でありますが、歳入歳出それぞれ５万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,374万9,000円とするということでありまして、40ページをお開きください。

歳入で繰越金５万1,000円の減ということで、これは前年度の繰り越し用のもので、次の裏の歳出で一応予備費を５万1,000円減額するものでございます。

次に、平成22年度柳津町老人保健特別会計補正なんですが、これは歳入歳出それぞれ１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６万円とするということで、46ページをお開きください。47ページになりますか。

歳入、雑入で補正額１万円、これは医療費の過誤納の返還金等でございまして、その裏のページの歳出で償還金ということで１万4,000円の補正、あと繰越金ということで4,000円の減でございます。

次に、平成22年度柳津町国民健康保険特別会計補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,207万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億6,223万2,000円とすると。それで、施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,219万円とするものです。

54ページをお開きください。

歳入でありますが、国民健康保険税で一般被保険者国民健康保険税で147万7,000円の減であります。

次に、退職被保険者等国民健康保険税で124万3,000円の減であります。

次に、国庫支出金の財政調整交付金で28万2,000円の増でございます。

次のページにいきまして、療養給付費交付金の療養給付費交付金でありますが、995万

7,000円の増でございます。

前期高齢者交付金の前期高齢者の交付金ということで、829万6,000円の減でございます。

財産収入の利子及び配当金で7,000円の増、繰入金で一般会計からの繰入金を119万5,000円の補正です。

繰越金で4,164万8,000円、これは前年度からの繰越金でございます。

次のページで、歳出ですが、総務費の総務管理費の一般管理費で148万4,000円の増、あと保険給付費の一般被保険者療養給付費で、これは財源補正でございます。

次に、保険給付費の退職被保険者等療養給付費でございますが、441万5,000円の増、退職被保険者等療養費で４万円の増でございます。

次に、一般被保険者高額療養費で、これは財源補正でございます。

次に、退職被保険者等高額療養費で、これは550万2,000円の増です。

次に、前期高齢者納付金で５万円の減でございます。

次に裏のページにいきまして、諸支出金の償還金で1,227万5,000円の増でございます。

予備費としまして1,840万7,000円の増でございます。

次に68ページ、施設勘定の歳入でございますが、繰越金で補正額が219万円ということで、次のページにまいりまして、これは予備費に219万円の増ということでございます。

次に、平成22年度柳津町後期高齢者医療特別会計の補正でありますが、31万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,328万6,000円とするものでございます。

75ページをお開きください。

歳入でございますが、後期高齢者医療保険料でございますが、後期高齢者医療保険料で57万7,000円の減であります。

繰入金で事務費繰入金が21万9,000円の増でございます。

繰越金で４万4,000円の増でございます。

次のページにいきまして、歳出でございますが、総務費、総務管理費の一般管理費で21万9,000円の増と広域連合給付金でこれは保険料の負担金で57万5,000円の減、諸支出金で保険料償還金で5,000円の増、予備費で３万7,000円の増でございます。

81ページをお開きください。

平成22年度柳津町介護保険特別会計補正予算でありますが、1,747万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億2,287万1,000円とするものでございます。

86ページをお開きください。

歳入ですが、保険料の介護保険料、第１号被保険者保険料でございますが、93万3,000円の減、あと国庫支出金で介護給付費負担金で30万6,000円の増、調整交付金で12万3,000円の増でございます。

裏のページにいきまして、支払基金交付金の介護給付費交付金で61万1,000円の増、県支出金の介護給付費負担金で338万2,000円の増、財産収入で利子及び配当金で1,000円の増、繰入金で介護給付費繰入金19万2,000円の増、その他一般会計繰入金で11万円の増、繰越金で1,367万9,000円でございます。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費、一般管理費で補正額が11万円、あと保険給付費の高額医療合算介護サービス費で153万2,000円の増、あと基金積立金で介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は財源補正でございます。

諸支出金で第１号被険者保険料還付金１万9,000円、償還金で864万円の増、予備費で717万円の増でございます。

95ページをお開きください。

平成22年度柳津町簡易水道事業特別会計の補正でございますが、142万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億3,492万1,000円とするものでございます。

100ページをお開きください。

歳入ですが、繰越金ということで142万1,000円の補正であります。これは前年度の繰越金でございます。

次のページで歳出ですが、簡易水道事業費の簡易水道事業費ということで、補正額で59万2,000円、予備費で82万9,000円の増でございます。

次に、106ページをお開きください。

平成22年度柳津町町営スキー場事業特別会計の補正でございますが、7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ839万3,000円とするものでございます。

111ページをお開きください。

歳入で繰越金7,000円の減でございます。

次のページの歳出、予備費で7,000円の減でございます。

次に、平成22年度柳津町農業集落排水事業特別会計の補正でございますが、156万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,106万9,000円とするものでございます。

118ページをお開きください。

歳入で繰越金156万9,000円の増でございます。

裏のページにいきまして、歳出で総務費の施設管理費ということで84万4,000円の増、予備費で72万5,000円の増でございます。

次に、平成22年度柳津町下水道事業特別会計補正でございますが、18万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,331万4,000円とするものでございます。

125ページをお開きください。

歳入で繰越金18万6,000円の減でございます。

次に、裏のページで歳出、予備費で18万6,000円の減でございます。

次に、平成22年度柳津町簡易排水事業特別会計の補正でありますが、41万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ366万1,000円とするものでございます。

132ページをお開きください。

歳入で繰越金46万1,000円を補正するものでございます。

次のページで歳出、予備費に46万1,000円補正するものでございます。

次に、平成22年度柳津町林業集落排水事業特別会計の補正でございますが、24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ664万8,000円とするものでございます。

139ページをお開きください。

歳入で繰越金を24万8,000円補正するものであります。

裏のページ、歳出で予備費に24万8,000円補正するものでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

６番、小林　功君。

○６番

22ページになりますが、商工費の需用費の中に修繕費とあります。111万8,000円ですが、これはどこを修繕したのかということが１点と、26ページの教育費、美術館事業費で広告料29万4,000円とありますけれども、この広告料というのは当初予算で上げられない何か突発的な事業が生じたのか、そういったところをお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、22ページの商工費の修繕費についてお答えいたします。

修繕箇所が、まず荒湯の源泉のコンプレッサー、今エアリフト方式でやっているんですが、その修繕が一つであります。それから、ほっとｉｎやないづの足湯ろ過機のろ過材のとりかえもあります。それから、せいざん荘の浴槽の熱交換器の清掃・整備もあります。同じく、女子浴槽のろ過ポンプの修繕、それからせいざん荘の冷蔵庫の修繕、この４つでございます。

○議長

教育課長。

○教育課長

それでは、美術館の広告料についてご説明いたします。

美術館当初から広告料を持っておりますが、本年会津地方を特別に取材した中央テレビのコマーシャルに参加しないかということで、見ますと喜多方から只見まであったと思うんですが、その中での美術館としての広告が予想外にかかったと。それと、ことし福島民友新聞社でみずウオークが開催されたわけですが、これの広告料の協賛ということで新聞に対して広告をしたものでございます。この分が不足となりまして今後のところに影響が出ますので、この分を補正したいということでございます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

７番、荒明正一君。

○７番

細かいことなんですけども、20ページの農地費の中に住居手当６万5,000円という金額が上がっているわけですけども、今になってこういうふうに上がってくるというのは何か理由があるんですか。本来ならば、当初予算とか何かに上がってくるのが本当かなというふうに思うわけです。

そしてあと、職員手当等となっていますね。これ全部そうなんですけども、我々質問するときも「等」という言葉を使って質問する場合があるわけですけども、この場合の「等」という文字に該当するものっつうとどういうことが含んでくるのかなと思うんですけど、「等」と。ここに職員手当だけではまとめ切れない何かがあるからこういう等という言葉を使っているのかなと思うんですけど、何かあったら教えていただきたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

農地費の住居手当ですが、これは職員の異動がありまして、６月に補正もかけるときあるんですが、今回９月ということで、今回異動による分ということで９月で補正しています。その分の職員の異動によって今まで住居手当、アパートとかそういうふうに住んでいる人の分に対しての住居手当です。

あと、職員手当等というのは、職員手当の種類がありますので、扶養手当とか期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、通勤手当、超過勤務手当、児童手当、子ども手当といろんなことがありますので、職員手当等というような名称を使っています。

以上です。

○議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

１番、横田善郎君。

○１番

21ページの観光費の中で国県補助金が825万、これは地域振興事業調整費補助金で825万減っておりますが、これは、当初計画した事業がこれだけ減っても事業が可能なのか。そして、この825万減った中に、商工費のその次のページの負担金補助及び交付金は223万、これは、着地型観光造成事業補助金125万と柳津町地域づくり事業補助金98万も含まれた825万で減った分の内訳なのか。この着地型観光事業とか地域づくり事業というのは、町長がかねがね重要な政策だというようなことを言っておられたわけなんですが、これらについて影響はなかったのか、お尋ねします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、横田議員にお答えいたします。

当初、地域振興事業調整費補助金としまして825万円を計上しました。その後、この内訳は、柳津町地域づくり事業としまして県からの補助金450万円、それから着地型観光事業として補助金375万円、合わせて825万円ですが、この事業が採択なされませんでした。そして、柳津町まちづくり推進委員会に県から55万円の補助金が直接入るような形になっております。

それで、町補助金が152万円、自己資金30万円、総事業費110万円でまちづくり推進事業を行うわけなんですが、今現在この事業も進行中ですが特に支障はございません。

以上です。

○議長

横田善郎君。

○１番

そうすると、もう一度まちづくり推進事業の総事業費を教えていただけますか。

○議長

地域振興課長。

○１番

その商工会等でやっている、そっちのほうの事業の。町の補助金でなくて、事業主体のほうの総事業費を。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

当初は1,100万を予定していました。現在はその10分の１の110万円で今事業を推進しているところでございます。

○議長

１番、横田善郎君。

○１番

そうしますと、1,100万当初見込んだがなが110万になってしまったと。この予算の中でできるだけやるということだと思うんです。課長は影響はないと言い切ったわけなんですが、これらについては町長が言っておられたようなそういう事業推進に影響がないのか、なかったのか、改めて町長からちょっとお尋ねしますが、こういった町長の思惑どおりに進んでおられるのか、どうなのかお尋ねします。影響なかったのか、まずお尋ねします。

○議長

町長。

○町長

今のところ影響はないんですが、今回の５町村の協議会、それらもできました。そういった中での県の予算の配分、やっぱりそういったところの仕分け、そういったもので特別な柳

津町のそういった振興策の中で調整をやっぱり図っていかなくちゃならないと。やっぱりそういうこともありました。それで、振興局の窓口でありますけども、その中で申請が漏れたということであります。ですが、事業に関しては、それらについてもいろんな立場の中で協議をしながらやっていますので支障はありませんので、今後それらについてもまた充実するように県のほうにも申し出をしていきたい、そのように思っております。

○議長

ほかにございませんか。

７番、荒明正一君。

○７番

16ページの総務費の中の徴税総務費ということがあるんですけども、職員給なんかが入っているみたいなんですけども、総体的にお伺いしたいことは、臨時職員といいますか、ということで今、昨年の場合は１人が最後まで対応して、１人はちょうどいい人がいなかったというようなことになっておるわけですけども、ことしの場合はどういう状況になってますか。予算は２人分とってあるはずなんですけども、その辺はどうなっていますか。

○議長

総務課長。

○総務課長

当初予算で２人見ているわけですが、うちのほうでも人材を募集はしているんですが、やっぱり滞納徴収というとやっぱりなる方がなかなかいないというわけには、やっぱり一般家庭に行って税金を徴収してくるというのは、やっぱりある程度相手の方に説明して納得してもらってこなくちゃなんないというようなことで、やっぱり普通の方もなかなかやる人がいないというのが現状で、うちのほうでもあと個人の滞納分ありますので、個人情報もありますんでだれでもいいということにいきませんで、やっぱりある程度過去にそういった業務をしたことの経験のある人とかそういう人を当たっているんですが、やっぱり滞納徴収ってお願いすると、いや、それは別な人ちょっと当たってくれというようなことで、なかなかなり手になる人がいないというのが現状であります。

○議長

７番、荒明正一君。

○７番

そうしますと、これは総務課長だけの責任ではない。町長、副町長あたりさも責任当然行

くと思うんですけども。結局、去年も２人分とっていなかった、ことしも２人分とっていなかった、それでは何のために予算とってやっているんだかわかんなくなるんねえのかなということになるんです。去年は１回目だからしょうねえけども、ことしまた同じような理由でそうだったということになると、やっぱりそれでいいのかなというふうに思うんで、その辺は適切に対応してもらわないとまずいかなというふうに思います。確かに今総務課長がお答えになったように、金もらいさ行くわけだから。くれさ行くんだったらだれでもいいんだけんじょも。そうなった場合には、結局私が、余り何か申し上げませんが、一般質問でやったような議論が当然出てくる可能性もあるわけです。そういう中にあって、この前17日の全員協議会の中では、これは途中から用あって退席したんですけども、そういう中にあって、町長とか副町長たちが行くにはそれは何ぼ行ったっていいわけです。だから、そういうことも含めて真剣に対応していかないと、予算はとったけどいねかったなんて、２年も続けて同じことをやっていたんではまずいんじゃないのかなというふうに思いますので、適切な対応をお願いしたいというふうに思います。

○議長

答弁は。（「必要です」の声あり）

町長。

○町長

７番、荒明議員にお答えをいたします。

徴収は大事でありますので、この人材についてはこれからもお願いしたいと、そのように思っております。１年でだめでしたが、２年でもなかなか引き受け手がないと。それでもなおかつやっぱりこの事業に関しましては、公平性の中でやっていかなくちゃならないということでお願いをしていくのが適切であると、そのように思っていますので、これらは続けてまいりたい、そのように思ってます。

○議長

ほかにございませんか。

７番、荒明正一君。

○７番

町長、だからこれでもやめねでまたやるっつう話なんだけど、それは結構ですけど、その前に町長みずからがやってみると一番いいんですよ。やったことないんでしょう、実際には。この前17日に集まった、前もおれもこの一般質問でお話ししたことありますけども、川崎あ

たりは市長みずからがちゃんとやっているわけですから。あれ、嘘でないと思うんですよ。実際に新聞にまで出ているわけですから。だから、そういう姿勢を見せていくことが、納税を担当している、徴収を担当している職員等にもそれなりの影響があると思いますので、十分対応していただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

７番、荒明議員に申し上げます。

神奈川とか大きな市、それらはわかります。我々この4,000人の中では、すべて顔がわかります。そしてまた、町長というのは即決しなくてはならない場合もあります。そういう徴収行ったときに、皆さんがやっているのにあなただけを免除するとか減額するとか迫られたときに返答に困るわけであります。それは司令塔として私はすべきことであると、そのように思ってますので、大切な重要なときには出ていかなくちゃならないと、そのように思っております。最近はないんですが、自宅までかなりの苦情、そういったものが強い口調で来ているわけですが、頑固としている体制をとっていくと、それが長の役割だとそのように思ってます。

○議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第５４号「平成２２年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第５５号「平成２２年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算」についてを原案のと

おり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第５６号「平成２２年度柳津町老人保健特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第５７号「平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第５８号「平成２２年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第５９号「平成２２年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第６０号「平成２２年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のと

おり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第６１号「平成２２年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第６２号「平成２２年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第６３号「平成２２年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第６４号「平成２２年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第６５号「平成２２年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案

のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を午前11時15分といたします。（午前１１時０７分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前１１時２０分）

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１８、議案第６６号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第６６号「教育委員会委員の任命について」提案理由の説明をいたします。

本案は、寄金　勉氏が平成22年９月30日をもって任期満了になることにより提案するものであります。

◇　　◇　　◇

○議長

暫時休議いたします。（午前１１時２１分）

○議長

議事を再開いたします。（午前１１時２１分）

◇　　◇　　◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長

ただいまお手元にお配りいたしました、住所、福島県河沼郡柳津町大字黒沢字前原51番地、氏名、伊藤喜一、生年月日、昭和24年12月２日生まれの任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第６６号「教育委員会委員の任命について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１９、議案第６７号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第６７号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、辺地対策事業の事業費等の変更に伴い、所要の変更をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、ご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお開きください。

公共的施設の総合整備計画の変更の比較表でありますが、今回スクールバスの整備事業ということで、スクールバスの事業費が決定になりましたので782万5,000円の変更とするものでありまして、特定財源が、これは補助金でありますが、88万円、一般財源が694万5,000円、そのうち辺地の対象事業の予算額として620万円ということで変更するものでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

７番、荒明正一君。

○７番

まずお伺いしますが、変更前の計画はいつころつくった経緯になりますか。何でかと言いますと、特定財源が88万に減ったということなんですけども、余りにも違い過ぎ、差があり過ぎるので、３分の１しか認められなかったということなんですけども、これほど違うということは最初からわかっていた可能性があるんでねえのかなと思うんですけども、どうですか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

この事業につきましては、今年度琵琶首線のスクールバスということで購入するということで当初250万、一応２分の１の補助を見込んでたんですが、29人乗りのバスということで申請してたんですが、この前教育委員会のほうからも話あったんですが、琵琶首線の子供数が少ないというような関係で、29人乗りのバスはうちのほうで買っているんですが、29人全部乗るわけじゃないんでその子供数に合ったくらいの補助しか来なかっただろうということで、それがはっきりと根拠につきましては示されておりませんでした。そういうわけで、88万円というような補助金しか来なかったので、今回やむなく変更したということでございます。

○議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第６７号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２０、議案第６８号「柳津町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第６８号「柳津町過疎地域自立促進計画の策定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度からの新たな過疎地域自立促進計画の策定に伴い提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、柳津町過疎地域自立促進計画の策定についてご説明を申し上げます。

過疎計画については、今年度より６年間ということで計画を策定したわけでございます。

それで、策定の概要でございますが、一応基本的な事項ということで柳津町の概況、人口及び産業の推移と動向、柳津町の行政の状況、あと地域の自立促進の基本方針等について定めております。

主な内容としましては、産業の振興というようなことでありますが、これについては、現況と問題点、その対策、計画というふうにそれぞれのテーマごとに設けております。それで、その産業振興のほかに、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項、あとそのほかに今回からソフト関係の事業も対象になりましたので、過疎自立促進特別事業ということで既設の事業を取り入れて計画をしたわけでございますので、そういうことで６年間の計画を立てました。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

７番、荒明正一君。

○７番

私もこれを簡単には見てみたんですけども、一つ疑問に思ったことがあるのでお聞きしたいと思います。

７ページの耕地１ヘクタール当たりの農道延長が平成２年度を境にして下がっているんですね。少なくとも現状維持ならいいけども、下がっているというのはどういう見方をすればいいのかなということでございます。

それとあと、ことしから戸別所得補償方式が取り入れられて、今スタートしたばっかりですから十分というわけには当然いかないわけですけども、ことしは米が、きのう私が行ったとこの業者でコシヒカリ１万800円で買うと。農協は何だ、１万と100円って言ったのか、そういうような状況の中で、また来年米つくりやめる人がふえるんではないかということで心配されていたわけであります。そういうことからしますと、柳津町の農業のことを考えた場合に、私、前から心配してよく聞く、補助をくれて基盤整備をした田畑については原則、という言葉を使わねえと問題があると思うんで、原則として利用できる体制をつくるべきだと。そして、土地を所有している所有者については、半永久的にっつうとちょっと大げさかもし

れませんが、今の体制の中で１俵ぐらいの米は土地所有者にわたるというような体制を考える必要があるんねえのかなと。今、西山の状態を見ますと、大成沢でもそうだよ、私のほうはもともと大したことないからあれなんですけども、非常に見るに見かねるような状況が多くあると思うんで、具体的なことに目標を持ってやっていく必要があるんじゃないかというふうに私は思うんです。

西山の場合は、今環境問題がいろいろ言われている中にあっては、水がきれいなんですよ、西山っていうの。上に会社あるわけでも、何にもないんで。そのきれいな水を使ってつくった米だというようなことで、今までとは違った角度からの販売の宣伝といいますか、そういうことも念頭に置いていく必要があるんねえのかなというふうに思いますので、今回の案件についてどこさどういうふうに入れんだなったってなかなか難しいと思うんで、そういうことも念頭に置いてご検討願ったらどうかなというふうに思いますので、提案といいますか、お話をしておきたいというふうに思います。

○議長

説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

耕地１ヘクタール当たりの農道延長でございますが、平成２年からですか、67.2をピークに下がっておりますが、当初広域農道とかふるさと農道ですか、そういうのが当時農道として認定されまして、その後町道となった関係、そういうことから下がっております。あと、農道認定になってたとこを町道で改良したとかっていうことで、農道台帳からその分削減されてますので、延長が減少したということです。

以上です。

○議長

総務課長。

○総務課長

今議員から、米の値段がことし農協で１万と100円ですね。それで、下がっているわけですが、今戸別の所得補償もありまして１万5,000円と町で5,000円、２万というふうになるんですが、本当農家にとっては大変だというのは我々も感じております。

あと、二、三日前のマスコミ等で、国の方針でやっぱり大規模農家を促進するという形で23年度ぐらいから大規模加算も出すというような所得補償、そういうような方向に向かって

いるようです。あと、減反の大豆、そういったものについても22年度あたりから戸別補償をしたいというようなことで、そういった国の動向を見ながら農家の経営状況といったものを町としても十分調査をしたいというふうに思います。

あと、先ほど言われました柳津町については、ほとんど生活雑排水が入っていない、そういった地区もありますんで、そういったものを自然水というような形で消費者にＰＲできるような手段も、こういった自然条件を生かしてやっぱりやっていく必要があると思いますので、そういった部分については今後担当課のほうとよく協議して進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第６８号「柳津町過疎地域自立促進計画の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２１、報告第４号「財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」を議題といたします。

経営状況の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第４号「財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、財団法人やないづ振興公社理事長より、平成21年度の経営状況につきまして報告がありましたので、地方自治法の規定により議会に報告をするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、財団法人やないづ振興公社経営状況報告について、私のほうからご説明したいと思います。

皆様のお手元に平成21年度の事業報告収支決算書というものがいっていると思いますので、それに基づいてご説明いたします。

では、収支報告書ということで、５ページの収支計算書総括表について朗読してご説明をしたいと思います。

収入の部の合計の分でご説明をいたします。事業収入２億1,031万6,321円、そのうち売り上げが１億4,548万9,504円、利用料が4,657万9,120円、その下の雑入で754万7,697円、指定管理料が1,070万円、繰越金が８万9,951円、収入合計で２億1,040万6,272円です。

支出の部でございますが、一般管理費で２億1,029万8,252円、人件費がそのうち8,444万6,076円、次のページにいきまして、需用費で3,319万9,162円、その下にいきましてその他ということで9,265万3,014円、次のページにいきまして、使用料及び賃貸料639万9,810円、原材料費が7,094万1,279円、備品購入費が11万2,700円、負担金及び交付金が95万8,277円、次のページにいきまして、委託料が320万8,630円、公課金が437万8,900円、予備費はゼロで、当期の収支合計が２億1,029万8,252円で、当座の収支差引金額が10万8,020円で、次期繰越収支差額が10万8,020円でございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２２、報告第５号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」を議題といたします。

財政の健全性に関する比率の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第５号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、柳津町の財政健全化に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、地方公共団体の財政の健全化に関する比率について報告いたします。

16ページでございますが、実質赤字比率は、黒字でございますのでございません。

連結実質赤字比率も黒字でございますので、数値が出てまいりません。

実質公債費比率ですが、13.8%ということで健全化比率の範囲内でございます。

将来負担比率についても6.5%で、これも健全化比率の範囲内でございます。

あと、資金不足の比率については、資金不足はございませんので数字が出ておりません。

以上でございます。

○議長

代表監査委員に財政の健全化判断比率の審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、長谷川和男君。

○代表監査委員（登壇）

平成21年度の地方公共団体の財政の健全化に関する健全化判断比率の審査の意見を申し上げます。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条の規定による平成21年度の健全化判断比率の審査を終了したので、その結果を次のとおり意見を付して報告いたします。

平成２２年９月１日であります。

まず第１は、審査の概要であります。

１番目に審査の内容といたしまして、一つ、実質赤字比率。二つ目、連結実質赤字比率、

これは総務課長が説明したとおり赤字でありませんので、該当いたしません。３番目に実質公債費比率、４番目に将来負担比率、５番目に資金不足比率、５番目も該当ありませんでした。

審査期間が平成22年７月26日であります。

３番目に、審査の要点が、財政指標に誤りがないか。２番目に、算定要素が正確に盛り込まれているか。三つ目に、算定基礎資料の数値の確認であります。

第２に審査の結果であります。健全化判断比率は、ただいま総務課長が報告したおりでございますので、比率については省略させていただきます。

２の審査総評であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める平成21年度健全化判断比率について審査した結果、算定数値、財政指標に誤りがないことを確認いたしました。

健全化判断比率は、法律の定める健全化基準の範囲内でありますが、自主財源の減少、交付税の削減等、今後大変厳しい財政状況が予想されますので、行財政改革の見直しを行い、中長期の行財政計画の見通しを立て財源を確保するとともに、経費の節減を図り効率的な行政の運営を行い、健全財政運営に努められたいということであります。

なお、決算審査でも申し上げましたけれども、経常収支比率が77.41％と75％にすこぶる近くなっておりますので、非常に健全性は保たれているというふうに判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇　　◇　　◇

○議長

お諮りいたします。

町長から議案第６９号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、議案第７０号「工事請負契約の変更について」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第６９号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第１とし、議案第７０号「工事請負契約の変更について」を日程に追加し、追加日程第２として議題とすることに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

追加日程第１、議案第６９号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第６９号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明をいたします。

本案は、欠員となっています固定資産評価審査委員会委員の補充について提案するものであります。

よろしくお願いします。

◇　　◇　　◇

○議長

暫時休議いたします。（午前１１時４８分）

○議長

議事を再開いたします。（午前１１時４９分）

◇　　◇　　◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、

住　　所　　福島県河沼郡柳津町大字柳津字岩坂町甲１９７番地

氏　　名　　坂　上　重　郎

生年月日　　昭和２４年１１月２５日生まれ

の選任につき、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いをいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第６９号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇　　◇　　◇

○議長

追加日程第２、議案第７０号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７０号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、柳津町光ファイバー網整備工事について、契約内容に変更が生じたため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

変更すべき事項ということで、契約金額の変更でありまして、5,327万8,050円に変更する

ものであります。変更前の金額は5,355万円で、今回27万1,950円の減であります。

その主な内容でございますが、交通誘導員ということで交通誘導員をある程度見ておったわけですが、光ファイバー網の整備は既存の電柱に共架して持っていくということで、西山地区については、交通誘導員を見てたんですが、やっぱり現場に入って直線で持っていっているとかそういうのありましたんで、道路沿線部分も多少少なくなりましたんで、その分の誘導員の人員の減というのが主な内容でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第７０号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

お諮りいたします。

本議会は、議会活動の向上に資するため、11月に各常任委員会は所管事務調査を実施しますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、ただいまのとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって本定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成22年第３回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、まことにご苦労さまでした。

以上をもって閉会いたします。（午前１１時５３分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会　議　長　田　﨑　為　浩

同　議　員　横　田　善　郎

同　議　員　菊　地　正

同　議　員　羽　賀　弘